

## 日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

( 部分に変更部分)

変更案					現 行				
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>					<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>				
種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円	地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円		継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星 契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円	衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円		継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別 契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円	特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円		継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円
<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p> <p>2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>					<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p> <p>2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>				
<p>(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>					<p>(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>				
契約種別ごとの契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額			契約種別ごとの契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
		衛星契約	特別契約				衛星契約	特別契約	
10件以上		300円	90円		10件以上		300円	90円	

2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。

4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。

(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域内に居住する放送受信契約者にあつては、7件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき

(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき

5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはない。

付 則  
(施行期日)

1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。

付 則  
(施行期日)

1 この規約は、令和2年5月8日から施行する。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円